

県内各業種の団体の長 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する彩の国「新しい生活様式」  
安心宣言の提出対象業種の追加等について (通知)

埼玉県の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施につきましては、県民の皆様、  
そして、事業者の皆様にご理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年5月13日付け雇労第64-2号にて、彩の国「新しい生活様式」安心  
宣言の作成と宣言に基づく対策の実施をお願いしたところですが、5月25日に緊急事態  
措置の一部を緩和したことに伴い、下記のとおり業種別安心宣言の評議会への提出対象を  
追加するとともに、安心宣言の様式を一部変更いたしましたのでお知らせします。

どうぞよろしくお願いいたします。

記

1 業種別安心宣言の提出対象

(1) 区分Bに次の施設を追加

・商業施設等

(2) D1の施設・事業を追加

・体育館、屋内・屋外水泳場、ボーリング場、スケート場、柔剣道場

・アダルトショップ

・個室ビデオ店

・ネットカフェ・漫画喫茶 (個室をオフィス用としてテレワークに活用しない場合)

2 提出期限の延長

業種別安心宣言の受付期間を5月29日(金)から6月12日(金)まで延長。

3 業種別安心宣言の作成様式

酒類提供の時間制限を19時から22時までに緩和したことに伴い、様式を変更。

4 お問い合わせ

彩の国「新しい生活様式」安心宣言についてのお問い合わせは下記ホームページを  
御確認いただくか、「埼玉県緊急事態措置相談センター 電話:048-830-8141」にお願  
いします。

[http://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/atarashi\\_seikatsuyoshiki.html](http://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/atarashi_seikatsuyoshiki.html)